

第五十五回 参議院石炭対策特別委員会會議録第六号

昭和四十二年六月十四日(水曜日)
午後一時二十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 壽君
理事 西田 信一君
二木 謙吾君
小野 明君
鬼木 勝利君

委員

石原幹市郎君
沢田 一精君
高橋雄之助君
徳永 正利君
柳田桃太郎君
阿部 竹松君
大河原 次君
宮崎 正義君
片山 武夫君

國務大臣

通商産業大臣 菅野和太郎君

政府委員

通商産業政務次官 宇野 宗佑君
通商産業省鉱山局長 両角 良彦君
通商産業省石炭局長 井上 亮君
通商産業省鉱山保安局長 中川理一郎君

事務局側

常任委員会専門員 小田橋貞君

本日の會議に付した案件
○石炭鉱業再建整備臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木壽君) ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。
石炭鉱業再建整備臨時措置法案を議題といたします。

本法律案は、五月十七日に提案理由の説明を聴取いたしておりますので、本日は直ちに質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言願います。

○西田信一君 石炭政策の一番中心になるのがこの石炭鉱業再建整備臨時措置法案であると思うのですが、質問に入る前に一度聞いておきたいのですが、この石炭政策を立てるにあたっては、非常に長い経緯があり、また、それぞれの機関にかけて慎重な検討をされた結果、総合的な石炭政策というものが立てられたというふうに理解をしておりますが、その石炭政策の基礎になる石炭鉱業の実態というものは、審議会の答申の基礎も同様であると思ひますが、すでに今日になりますと、その間にかかなり時間の経過があつて、石炭鉱業の現状とその石炭政策を立てたときの時点との間に、相当の実態のズレが生じておるといふふうに思ふわけですが、私は、この間の予算委員会でも、その問題について聞いたのですが、かなりその実態に悪化の状況が出ておるといふふうに、この間も答弁がございましたが、実際、その立案当時の基礎になつた石炭鉱業の実態と今日とではどういふふうな変化があるのかといふことを、まず政府側からひとつ説明を願ひたい。

○政府委員(井上亮君) ただいま御指摘がありました石炭鉱業審議会が、政府に対して石炭鉱業の抜本対策についての答申を出されましたのが昨年の七月でございます。政府は、直ちに同年八月

月には閣議決定をいたしまして、今後の石炭対策の基本方向をきめたわけでございますが、御指摘にありましたように、答申は昨年の七月末の段階でございまして、政府は、その後、鋭意この具体化に努力いたしまして、本年度の予算におきまして、あるいは今国会に提出されております法案、こういうものをもちまして抜本策の実施をはかるという努力を始めてまいつたわけでございますが、

一方、石炭鉱業の実態は、この答申の時点が昨年でございますが、検討を始めたのは一昨年の七月来でございます。一昨年の七月に三木通産大臣が、石炭鉱業の内外の情勢から見て、特にそれまでの間に昭和三十一年には第一次調査団、昭和三十一年には第二次調査団を政府は派遣しまして、それぞれ石炭対策についての答申をいただいたて、実施してまいつたわけですが、これらの施策をもつてしても、どうしても石炭鉱業の長期安定はむずかしいといふことで、この際、政府としても思い切つた抜本策が必要だといふ御決意のもとに、諮問されたのが一昨年でございます。そうしますと、一昨年から昨年にかけて満一年間、石炭鉱業審議会が中心になりまして、現地調査をはじめ、詳細なる検討を行なつて御答申をいただいたわけでございますが、しかし、その後、さらにまた今日、一年経過いたしておるわけでございまして、実態面につきましては、御指摘がありましたように、特に答申がありましてから今日までは全くのつなぎ対策といふことで当面を過ごしてまいりました。

つなぎ対策と言ひますのは、いわゆる抜本対策のよるな肩がわり措置とかあるいは安定補給金とかといふような補助体制とか、あるいは合理化資金補助といふような思い切つた助成措置がありま

間、企業におきましては、金利負担の増高とか、あるいは特に昨年ごろから顕著になりました貯炭の増加といふようなことのために、貯炭増加になります。同時にまた費用が増高いたすわけでございまして。そういうたふさぐたふさぐのために、今日ではさらに、当時想定しましたより相当額の赤字を計上いたしております。

昨年からことしにかけて大体、この損益の見通しで見ますと、四十一年の下期、四十一年の上期という段階で見ますと、四十一年の下期の公表損益から申しますと、公表損益としましては、四十一年の下期が百十四円の赤字、四十一年の上期は二百七十七円の赤字、それから四十一年の下期、ごく最近でございますが、二百六十円の赤字、四十一年度計といたしましては二百六十七円の赤字といふ姿でございますが、これは公表損益でございます。これを実質損益に引き直して見ますと、四十一年の下期の実質損益といたしましては、これは大手だけでございまして、四百八十四円の赤字、四十一年の上期には六百六十四円の赤字といふことに相なつておりました。四十一年度計で赤字額だけで二百二十億程度の赤字の累積をさらに見ておるといふのが実情でございます。なお、答申当時には大体、大手につきまして見ますとトン当たり平均五百円程度の赤字を想定しておつたわけでございまして。それがただいま申しましたような実質赤字の累積を今日まで見ておるといふのが実情でございます。

○西田信一君 いま答弁にありましたように、調査の基礎になつた時点と今日とではトン当たりの赤字も百十四円から二百六十七円に増大をしておる。また、これを実質損益で見れば、計画は、この抜本政策の基礎になつた赤字はトン当たり五百円だったのが、実際は六百六十四円になつておる。しかも、累積赤字が二百二十億増加した、こういう

ことですね。これは、この計画の基礎になったものは、こういうものは織り込んであった、そういう見通しは立っていったのかどうか、こういうものは増大するということを見込んで計画を立てられておったのか、あるいはそういうものは見込まれておらず、この計画当時よりもこういうふうになるようになってきたということなのか、その点はどうですか。

○政府委員(井上亮君) 計画を組みましたときは、今後の推移も一応見まして、それを織り込みまして計画を立てたわけでございますが、しかし、特に違います点は、最後の費用増、これは当時、織り込んでいなかった。それから同時に、金融でしるぎましたので、金融関係の金利の増高というものは、当時の計画では見ていない。しかし、一応、損益関係として将来、やはり依然として悪いという見通しは、当時立てておったわけでありまして。

○西田信一君 そのところが明確でないのですが、一応、見込んであったものもあるし、それからまたその後、見込み外のものもある、こういう答弁のようですが、いまあなたがおっしゃったトン当たり実質赤字五百円というのが六百六円になった。これは実際どつちになるのですか。そういう五百円で組まれておったのか、六百六円というくらいになるだろうという、数字はびたつといかなくとも、そういうふうには百円以上もふえるであろうというふうなことは、計画に織り込まれておったのかという点はいかがですか。

○政府委員(井上亮君) 六百六円——六百円の赤字と申しましたのは四十一年上期でございますが、四十一年下期では四百数十円程度というふうな考えておりますので、年度を通しますと五百十円から二十円くらいになるものではないかというふうな考えております。

○西田信一君 大体わかりますけれども、感じ、あなたの答弁でもそうですが、まあ私の感じでも、計画を立てたときよりも業界の実態は悪化しておいて、必ずしもいい方向ではない、むしろマイ

ナスの方向に進んでいるということだと思ふのです、その程度は別として。これは、はたしていまの立てている計画がこういうふうな一年経過した後における実態に実際うまく適合するものかどうかという点については、あとで大臣の見解も聞きたいと思ふのですが、私がここで確認できる点は、その当時よりも業界の実態は悪くなっているというところは認められたわけですから、あとからまた伺いたいと思ふのです。

それから次に、何といつても石炭は掘ることも大事だけれども、石炭をたぐことも、つまり需要を確保するということが一番大事だと思うのです。

そこでどうなんでしょう、私ども実は石炭政策というものに多少関係してきて感ずるのだけれども、何といつてもやはり国内の資源であるから、これはもう十分その国内資源を活用すべきであるという、そういう、何というか、ある程度国内資源の活用ということにもの考え方を重点を置いていくべきだと考えておったわけですが、この間中東であつたやうなことが起きて、また、意外これは戦火が早くおさまったからけつこうであつたけれども、あつたことまでもわれわれは予想してなかったわけですね。しかしながら実際に起きて、われわれもこの石炭のことよりも別な意味で非常に心配したわけだけれども、意外早く戦火がおさまつてけつこうでしたが、そういうようなことが将来再び起きないという保障はつかないわけだが、そういう立場から、政府としては石炭産業というものをどういうふうな——そんなことが起きるというふうなことも十分想定されていまこの石炭基本政策というものを立てられたのかどうかという点はいかがですか。これは政務次官からでもどちらでもけつこうです。

○政府委員(井上亮君) 先生から御指摘のありましたように、エネルギー政策を考えますときには、これはエネルギー調査会あたりでも特に指摘しておられますし、石炭鉱業審議会でもかねてから強調いたしておられますけれども、これは、単に経済

合理主義だけの立場でなしに、産業エネルギーの国内唯一といつていいような資源については、やはり安全保障といふべきか、そういう角度から見ると——石炭を考えた場合は、その位置づけ等を考へる場合に当たっては、この安全保障の見地というものが、単に低廉性だけという意味でなしに、低廉性も政策の重要なものでしょうけれども、同時にやはり安全保障あるいは石炭の場合にはさらには雇用問題とか地域社会との関係というような問題もございまして、そういう見地で政策は立てるべきだといふような考え方でも一貫してまいっている次第でございます。

○西田信一君 基本的なことは、まあ以上といたしまして、時間の関係上個々の問題に入つていきたくはありますが、そこで、いまちょっと申しましたように、需要確保といふことは石炭政策、石炭対策としては一番重要な課題だと思ふわけですが、政府は、需要確保対策についてどれくらいの方針を持っておられるのかということですが、電力火力につきましても、われわれもかねてから要望を持っておつた、もう少し積極的にやつてもらいたいというふうな考えはおつたが、これなどもいろいろな障害があつて、われわれの期待するように入進んでおるか進んでおらないのか、多少の不安を持っておりますが、これらに対する——電力火力なんか将来どういうふうな需要確保の面で活用していくのかというふうなことは、私には、電力だけでなくて、共同火力方式といふことも、こういうふうなこともどんどん進めて国の——電力なんか以外にも石炭の需要を増加する対策といふものは、もっとも強力にやつていくべきものと思ひますが、これらについてどれくらい腹がまをえておられるのか伺いたいと思ひます。

○政府委員(井上亮君) 石炭の需要確保は、今後の石炭関係の安定を確保いたしますためにはやはり基本的な課題でございますので、政府といたしまして、昨年、石炭鉱業審議会の答申を受けまして閣議決定をいたしました際にも、特にこの点を強調したわけでございますが、位置づけにつき

ましては、五千万トン程度ということになっておりますが、需要確保につきましては、少なくとも五千万トンを下らざる需要確保に政府としては積極的に努力するということを開議決定でも明記いたしておるわけでございます。私どももその線に沿つて今後善処してまいりたい。今後の見通しにつきましては、特に最近の傾向といたしまして、これは答申当時と少し事情の変化がこの点でもあらわれてございまして、答申当時の見方としましては、特に電力、鉄鋼といふようないわゆる政策需要、この需要の逐年の増大は別として、一般炭の、一般産業向けの需要の見通しが若干変化をしておりますが、まあ長期的に見て、特に四十五年度ごろにはこの需要は七百万トンよりも落ちるのではないかと、当時は一千万トン近く考へておつたわけでございますが、そういうふうな今日の見通しでございますので、政府といたしまして、閣議決定の趣旨、精神に即しまして、今後、政策需要の拡大に努力してまいりたい。政策需要の拡大を考えます際、電力については、九電力については二千三百万トンという長期の約束があるわけでございますが、これは一般炭の需要が確保できません場合には、やはり先生御指摘のようにより、将来電力火力あるいは御指摘の共同火力の増設というふうな点を今後さらに検討しまして、善処していくというふうなつもりでおるわけでございます。

○西田信一君 考へ方はけつこうなんです、具体的に、たとへば計画にのつておつた横浜の何か障害にぶつたやうな話を聞いておるのだから、そういうことで計画すらもすでに実施がおくられていくというふうな状況のようには思ふのですが、ですから、電力について、政府としては大体の年度別の計画というふうなものもある程度立てていますか、どうですか。

○政府委員(井上亮君) 電力火力につきましては、従来三基の建設を進めてまいりまして、それが本年度にはほぼ完了いたしましたので、一昨年からのものではあります、完成するわけでございますし

て、先生も御承知のように、本年度から新たに二基電火力の新設をするという方針のもとに、一基はすでに着工いたしておりますが、もう一基は横浜の磯子の問題でございますが、これは一応政府としては予算もついておるわけでございまして、まだ地元との間の関係調整に若干の時間がかかるというふうな事情がございましておくれおるわけでございまして、これも私も近く御了解をいただけるのではないかとこのように考えております。短兵急に押し進めまして、地元との関係が解決するように努力しているわけでございまして、

それではこの二基だけで十分かということになるわけでございますが、少なくとも答申をつくり出す段階におきましては、今後の見通しについてはこの二基増設と、それから鉄鋼の将来の伸び、これに伴う原料炭の増加、あるいは九電力の逐年の増加の約束——二千三百万トンを目途にしての約束、こういうふうなもので一応やっておりますものと考えておいたわけでございまして、最近の情勢からしますと、少しくやはり需要確保について問題が出てまいりますので、私も今後、これらの点につきまして具体的にどうするか、早急に検討したいというふうに考えております。

○西田信一君 次は、このいろいろな政策が立てられておるが、現在国会で審議中であるということとで、こういう法案が法律として成立することを非常に業界も期待しておると思ふし、また金融機関もこれを見守っておる、見詰めておると思ふのです。私がちょっと耳にしておるところですけれども、こういう法律がでないというところ、やはり金融の面でいろいろ円滑を欠いておるといふふうに聞いておるのですが、いまここのところいろいろな審議過程にあるわけですが、現在ここの状況下にあって、業界は金融なんかの、当面の借金を二百億ふえたというところはわかりましたけれども、当面の金融、事業遂行するためのそういう面で、一体どういふ実態に置かれておるのかというふうなこと、それからまた、あわせて古い借金の返済

なんかは、これができればまた変わってくるわけなんです、現在どうなっておるか、利子なんかどうしておるかということ、現在、事業遂行上、金融の面でどういふ状態にあるのかという実態、おわかりでしたら……。

○政府委員(井上亮君) お話のように、今日、石炭鉱業で一番困っているのは金融問題でございます。特に金融機関はやはり膨大な債権といふことを持つておられますので、この返済がなかなか思うようにならないというふうなことから追加貸し出しといふことが、純増ベースの貸し出しを手に控えておるといふのが実情でございます。純増ベースの手控えならまだよろしいほうでございますが、そうでなくて、むしろ吸い上げ一方というふうな現状を呈しておるわけでございまして、こういうふうな状態に対処しまして、私もとしましては、昨年の秋、石炭鉱業審議会と金融機関、それと関係業者、企業、まあ三者一体になったような形の金融懇談会を設けまして、この金融懇談会が、全体としての審議をする懇談会、個別企業についての懇談会、個別企業とその企業に対する取り巻く銀行団、それとまあ政府も入った、そういう二つの面にもたがが個別と全体という懇談会を設けまして、昨年来、今後この抜本策が実施されるという前提に立つて、金融協力を要請したわけでございまして、その際、金融機関としましては、とにかく再建整備計画ができた場合には、それはその計画によって長期に協力するというような約束をしていくわけでございます。しかし、政府があれだけの助成策、施策を決定したわけでございまして、したがって、昨年度におきましては、この三月一ぱいにかけて、とにかくつなぎ金融を承しただいて今日にきておるといふのが実情でございます。それからさらに今年度に入りましてからは、いよいよ本年度からこの抜本策を実行する段階に入ったわけでございまして、特にこの肩がわり措置につきましては、四月一日から、今年度当初から実行すると

いうふうな予算に相なっておりますので、したがって、この法律が通りまして再建整備計画ができるということになれば肩がわりができるわけでございますが、その場合に、企業としては四月からさかのぼってもらわないと非常に困るというふうなことで、現在特にこの元利のうち、元本につきましては四月一日から一応返済猶予というふうな形をとっていただいております。そういう形で何とかしのいでおるといふのが実情でございます。

○西田信一君 元金は返済猶予でこの法律待ちだと言ふのだが、当然払わなければならぬ利子もあるでしょう。利子なんかどうなっているの。

○政府委員(井上亮君) 利子はこれは取られておるわけでございまして、取られてはおりますが、払えないところは延滞の形になっておるといふのが実情でございます。

○西田信一君 利子は取られておるといっても、これは四月一日から実施されるということになれば利子も形が変わってくるわけでしょう。それを現行の利率で払っているわけだ。そうすると、あとはどうするのですか、この法律が通ったあと。

○政府委員(井上亮君) 法律が通りまして、再建整備計画ができて肩がわりが決定いたしましたれば、さかのぼりまして清算するというような約束になっております。

○西田信一君 そこで、この法律が通るのを非常に待っておるといふ理由もそれでよくわかるのですけれども、実際、そうすると、いまつなぎ融資で業界はどうか、どうやら動いているというふうな状況ですか、どんな状況なんですか。

○政府委員(井上亮君) 石炭鉱業は大手、中小あつたわけでございまして、特に大手の中にも比較的何とかなる企業と、あつた中からかなりで非常に困窮している企業と、一般的に苦しいというふうな、三つのグループに一応分かれるかと思ひますけれども、比較的安定している企業といふものは、大体、肩がわりの対象にならないような企業、こういうのが三、四あるわけでござい

ますが、そういった企業につきましては、苦しい中でも兼業の利益等で補ひまして、何とかやっていけるというところもございまして、それからどうにもならぬ企業もございまして、これはまあ全国には今日を争っているというふうな企業もあることは事実でございます。これらにつきましては何かしたいといふことで、実は衆議院の石炭で救済についての決議等もいただいたわけでございまして、私もこれはこれをもういただいたとして、開発銀行とか関係市中金融機関等にも当たって協力を要請いたしておるわけでございまして、なかなか、政府機関でありましても融資でございまして、やはり将来の再建計画についての見通しが明確でない段階で協力するわけにはまいらないというふうなことを言われて、今日私も弱っているというのが実情でございます。

○西田信一君 そこで、この肩がわり措置が実施された場合、これは金融機関は現在の引ききめておる金利よりも引き下げて五％、五分に引き下げられるわけですね。これは金融機関も納得しているのだらうと思ひますけれども、そういう不利な条件も出てくるし、それから、もし途中不幸にして閉山になった場合に、その場合半分に、二分の一にするのでしよう。そういうふうな条件で、これでするの企業は整備計画に移るわけだけれども、金融機関はこういう条件で十分協力をする、してくれんという政府としては確信があらうか。

○政府委員(井上亮君) 御指摘にありましたように、この法律によりまして、市中金融機関につきましては金利は通常八分五厘とかいうようなのが普通でございますが、それを五分だけ保証しておるというふうなことが、それから会社が倒産ないし閉山いたしました後も、金融機関に対する損失補償をいたしては二分の一といふことに債務保証をいたしておるわけでございまして、一般のいわゆる何といふ企業、中小炭鉱等に行なっております債務保証等も、これは事業団がやっております例でございますが、これも入割保証というふうな前例があるわけでございまして、万一、回収できない

というときには、国が八割保証するというような制度を現在やっておるわけでございます。そういうような点からしても、まあ半分というのはなかなかつらいという意見もございました。審議の段階ではありましたが、しかし先ほど御説明しましたように、昨年の秋に、今後の石炭鉱業再建整備計画についての金融機関の協力についていろいろ私ども金融機関と、これは審議会も一体になりました。今後の打ち合わせをいたしたわけでございます。その際、金融機関も、国もこれだけの助成措置をやっておるわけでございますから、したがって金融機関につきましても、市中もこの程度の措置で今後協力するということを一応一般的には約束をしてくれております。ただ個別の問題になりますと、たとえば将来の見通しが立つたかたぬかからぬような場合には、これはまたケース・バイ・ケースにならうかと思ひますが、一般的には再建整備計画ができる企業については、再建整備計画が認定されるような企業については協力するというような約束をいたしておるような次第でございます。

○西田信一君 それは約束されておるということと安心できるかもしれませんけれども、まあこれは按本策をやるということは、石炭企業の荷を軽くすることもあるけれども、一面においては、条件は多少つくけれども、金融機関としては、ある程度見通しのない債務を国がめんどうを見て返してくれることになるわけですから、その目的は、この法律に書いてあるとおり、あくまでも石炭鉱業の再建整備ということがねらいで、国がこういう按本措置をやるんだから、古い借金が入るが、あと金融の面でそれはまたケース・バイ・ケースとおっしゃったけれども、やはり全面的に協力するというその姿勢なり、あれが、ただ審議会の中に入って約束したという程度でそれで十分いかどうかという点が多少不安なんです。そういう点について何かもう少しはっきりした手を打たれるお考えはないんですか。手を打つというか……。

○政府委員(井上亮君) この法律の中でうたつておりますけれども、私どもはこの再建整備計画、これをまず石炭鉱業審議会の中立委員だけで構成しておきます。審議会でも個別企業の検討をいたすわけでございますが、その検討をしていただき、しかる上に立つて通産大臣がこの再建整備計画についての認定をするわけでございますが、認定をいたします事前に、これは金融機関に対してやはこの長期の石炭鉱業の再建整備に協力していただくことを約束いただいて、その上で認定したい、その上で肩がわりするというふうにしたいと考えております。

○西田信一君 そのぐらいの用意がなければいかぬと思ひますが、それはたいへんけっこうな方法だと思ひますが、その保証がつかない限り、やっぱり一つのほんとうの石炭産業のあれにならぬ。金融機関を助ける結果だけになつてはいかぬと思ひますが、そこでこの肩がわりは、これは間違つていたら御指摘願ひたいが、肩がわり措置というものは、実質赤字があるうちはやるわけでしょう。そこで、これがなくなればとめるわけですね。この実質赤字というものは肩がわりによつて、肩がわりが助ける分も入つていくわけでしょう。入つていきますね。それがなくなつた場合にとめたら、また何というか、それだけでも、肩がわり分がなくなるんだから、また赤字が出てくるようなことになりやせぬのかということが一つ、かりにそうでないとしても、一べんこれが黒字になつたらとめてしまふということになれば、石炭産業——これは経営が怠慢でできたのはどうか知りませんが、それだけでも、懲罰的にどうか知りませんが、それでなくとも社会経済情勢に押されて、そしてまた赤字ができたというような場合に、一体とめたやつ、一べん停止した場合、そのあとの措置はどうするのだというようにすることについてはつきりしておらぬのですが、どうなんですか。

○政府委員(井上亮君) この法律は、とりあえず石炭鉱業の現況をこのまま放置しておけば、過去の累積赤字の重圧とか、あるいはこの累

積赤字を反映いたしております銀行からの借金とか、この重圧のもとに今後金融機関から金を借りることもできない、どうすることもならないというような状態におちいりますので、とにかく過去の重圧、これを企業の経営面から取り除くことができません。金利負担も非常に軽くなります。金利は特にコストの中で相当大きなウェイトを占めております。大手の会計経理を見ますと、トン当たり平均四百円ぐらいが金利負担、大きいところは七百円ぐらいの金利負担というような企業もあるわけでございます。したがって、これをいさぐつた過去の重圧を取り除くということが、まず石炭鉱業の安定のスタートラインだといふふうに考えておるわけでございます。この肩がわり措置だけで将来、石炭産業が絶対に安定するというふうには答申も考えておりませんし、私どももそう考えておりません。とにかくそういう考え方で過去の赤字、これだけはきれいにしたい。もちろん十年均等償還といふことでお約束すれば、その十年の間に毎年また赤字が加わつていきます。場合には、それは赤字として追加して、それがまた消す対象になるという、先生御指摘になりました。うりのやり方であるわけでございます。

そういうやり方をして、まあ一定年次が過ぎまして、そういつた過去の累積赤字が全部消えてきれになつた。しかも、その赤字は単なる公表赤字ではなくて、実質赤字といふ意味でございます。実質赤字と申しますのは、公表赤字の場合には普通、何といふか、できるだけ赤字の姿を少なくしたいといふようなことから、積み立てるべき積み立ても十分行なわれない、あるいは退職給付の引き当て等につきましても税法上認められておる限度まで引き当てない、あるいは減価償却等につきましても税法上認められる限度一ぱい引き当てないという形で、まあきれいな形で公表するものが普通でございます。あるいは赤字を少なく見せるのが普通でございますが、私どものここで考えております赤字は実質赤字でございます。で、その実質赤字がなくなるといふことは、企業が健全

な姿になつて、なお過去の負担がないという姿でございます。それから、そうなれば一応この法の目的は達したわけでございます。一応そこで当該企業については、この助成策はおしまいということにするわけでございますが、その後さらにこの助成がなくなつたときに、その後また諸情勢がかわりまして、コストが増高してなかなか黒字に——一時黒字に、すっかりきれいになつたけれども、その後また赤字が累積するといふようなこともあらうかと思ひます。観念的には、あらうかと思ひますけれども、その場合にはやはり他の助成策をもつて補う以外には、と申しますのは、まずスタートラインにおきまして現に——まあ会社の名前をあげることもどうかと思ひますが、たとえば太平洋炭礦等は累積赤字も何にもありません。それから現在でも一割配当を続けておる、そういうような企業もあるわけでございます。こういう企業と同じ姿になるわけでございます。この再建整備計画で、しかし、太平洋炭礦は将来赤字にならぬとも限らない。なる場合には、これは当然また安定補給金とか、その他の補助助成策で対処するといふことでございます。同じ立場に立つといふような考え方に立つております。

○西田信一君 ちょっとぼくの質問と答弁と食い違つておるのだけれどもね。私が言つておるのは、この実質赤字がなくなつたときというけれども、その実質赤字といふのは、この肩がわり措置によつてある程度助けてプラスしているのではありません。力をプラスしておつてなくなつた。なくなつても、それがなくなつてもその実質赤字がなくなつていふ事態がこない、その力を借りておつて実質赤字がなくなつたといふ姿ではだめでしょう。そこそこがどうなるかといふことなんです。そこで、いまして、私ども先ほど言ひましたように、要するに実質赤字がある間は、この助成策をやつていく。実質赤字がなくなつたといふことは相当な利益額が出るという事態であらうと思ひます。と言ひますのは、実質赤字のとり方が、普通の公表

損益のとり方と違つて、限度一ぱい引き当てるものは引き当てるというより、そうしてなお余裕があるかないかというふうな見方をしておきますし、過去の積み重なった赤字も消えてしまつたという段階ではないとすしませんが、ですからこの助成策がなければ赤字だというふうな状態では、これは卒業したことはないから、なおそれ以上の利益があつた場合ということになりますので、ただ、私はその後でも、ちよつと思ひ過ぎしがあつたかも知れませんが、そうしてまあ一応は非常によくなつたというあとも、また数年して悪くなる場合もあることも考へ得るわけでございますが……

○西田信一君 それではその解釈していいのですね。実際に実質赤字が解消するということは、これを肩がわりの措置の力をかりないで、これのゼロの場合に、そういう状態になつたときに初めて、というふうに考へていいんですね。

○政府委員(井上亮君) そのとおりでございます。

○西田信一君 それからもう一つ、先ほどお聞きしたのは、そういう状態になつたけれども、ある期間内に、十年なら十年の期間内に、また転落したというやつをどうするかということなんですが、それはかまつておれぬという話だつたから……

○政府委員(井上亮君) これはちよつと思ひ過ぎしをしまして、そこまでは言つたわけでありませんが、その場合は今日でも、この法案ができましたら、累積赤字がない企業はこの肩がわりの措置、助成措置を受けないわけでございます。それで、むしろそういう企業は他の助成策、抗道掘進補助だとかあるいは安定補給金はそこで今日及んでおりませんけれども、いろいろのそういう制度もあるわけでございますので、そういう助成策を通じて今後善処してまいりたい、こう思ひます。

○西田信一君 ちよつと違ふんですよ。そういう、すでに赤字を出しておらぬところは、ほかの

助成策で石炭企業を助けていくというのはわかる。だけれども、沈んでおつたやつが水平線に浮んでくる。また水平線にくぐつていつたというやつはこれまた違ふのだ。沈んだが、またある時点で浮いた、浮いている時点だけはいけれども、水平線に沈んだやつはまた助けてやらなければいかぬじゃないか、こういう肩がわりの措置は、そういうことではないのですか。

○政府委員(井上亮君) 沈んだのは浮んだときは浮ぶと先生おっしゃいましたときには、今日たえばこの肩がわりの恩恵を受けない企業、経営成績がよくて、累積赤字がなくて受けない企業と同じ形になるということでございますので、その後悪くなつた場合は、当然またこれは炭量でもなければ――炭量がほとんど枯渇しているような状態なら別でございますけれども、将来のエネルギー政策上なお確保すべき山であるというふうな場合は、国はこの肩がわり以外の助成策をもつてめんどうを見るという考へ方になります。ということ

は、言いかえれば、今日いいと言っている企業であつても、将来悪くなる場合もあります。この場合に、これはそれじゃ何にもしないのかというのと同じでございます。やはり国として維持すべき資源、維持すべき企業でありますれば、それはやはりこの肩がわり以外の助成策で対処したい、こういう考へ方でありませう。

○西田信一君 私がほんとうに聞きたいのはこういうことです。ほんとうは単年度、ある年度ずつと実質赤字がなくなつて黒字になつた。そこでばつと切つてしまつて先がまた不安がないか。だからそれから先また沈んでいくような危険がないかというのを考へるならば、ここに二年なり三年なり、ある期間先の見通しを見る期間を置いて、二年なり三年なり安定しておるなら先は打ち切るとかというふうな考へ方にしなければ、そこら辺多少考慮の余地があるのではないかと、この気がするのですか。大臣そういうことはどうですか。

○国務大臣(菅野和太郎君) 先ほど答弁を聞いておつたのですが、問題はこの肩がわりで安定したというときには、もうそれで打ち切るわけですか。だからして、安定すればもう打ち切るわけですか。安定しなければ打ち切らないわけですか。それから、ここまでの御質問の二年ほどそこで肩がわりの何を置いておくということはどうかと思ひます、もう安定しておるのだから。

○西田信一君 またケース・バイ・ケース、個々の問題になると思ひますから、それ以上質問いたしません。ただ、沈んだ場合にまた考へるといふならいいが、それがいいというから、そこで、少し何か考へてあげることはないかという気持ちで申し上げたわけでありませう。御検討願つておきたいと思ひます。

それから肩がわりの措置を希望する企業は、いろいろ再建整備計画というのを出すのでしよう。これは私どもにわかるように、どんな内容のものを要求されておるのかということ、それから一ぺんに出てくるのじゃないから、ずっと出てくるでしようが、大体どういう手順で、どんなふうに想定しておられるかということをつつ……

○政府委員(井上亮君) 再建整備計画の内容として、第二条に概要が触れられておりますが、一応計画として、まず企業から将来の再建計画を出していただく。そのうち今後の五年間につましましては、具体的な、やはり実行計画というふうな精緻な計画内容を御提出いただく。で、その後さらに五年間程度につましましては、それは十年後の姿というの、的確に描けと思ひますので、当初前半五年と後半五年に分けて、後期につましましてはやはり長期の展望というふうな内容にして提出していただくというふうな考へております。で、その内容として、この第二条にも触れておりますように、石炭の生産計画、販売計画、財務に関する長期見通し計画、さらには、鉱区調整の必要な場合もあろうと思ひます。そういう場合には勇敢に鉱区調整をやらう、やつていただきたいというふう

なことを記載して、やつてもらいたい。それからその他近代化計画、合理化計画さらに資本構成の是正についてのいろいろな当該企業としての諸計画についてやはりあわせて御提出いただく。こういうふうな計画を最小限要求いたしました。これを御提出いただきまして、この法案の二条の最後にありますように、一応通産大臣が認定するわけでございますが、認定する前の段階でいたしました。これは、石炭鉱業審議会の中立委員で構成してあります経理審査会の意見を聞きまして、しかる後に通産大臣がこの再建計画を認定する。で、通産大臣が認定いたしますと、今度は政府といたしましては第四条にあります開銀とか中小企業金融公庫とかその他の金融機関に対して、政府との間に、市中につましましては十年、政府関係の金融機関につましましては十二年の元利補給契約を結ぶというふうな順で善処してまいりたいつもりであります。

○西田信一君 お聞きしたいことはわかりましたが、大体どれくらいの手順で、どういう手順で、それをやるという、出せるというタイミングの問題、どんなふうになりますか。

○政府委員(井上亮君) 実は先ほど先生から御指摘がありましたように、今日、石炭鉱業は金融に非常に苦しんでおりまして、そのために一日も早く体制を整備したい、体制整備ができないとなかなか金融供与が得られないというふうな事情がありますので、実は昨年の末以来、業界にはこういう三つの趣旨の勉強をしていただきました。本年の三月くらいまでは私もと業界との間で、いろいろ業界の意見も聞きながら研究会を続けてまいりました。さらに本年の四月からは経理審査会の幹事会といまして、経理審査会の正式の委員が出られるものではございませんが、これは開銀の理事とか事業団の理事とか、私もといたうものを、もつて構成してある幹事会があるわけですが、この幹事会を開きまして、こゝで四月以降、各社個別に、いろいろ各社の提出されました計画について検討を加えながら、今日に至つておるのであり

ます。まだ幹事会といたしましても、いろいろなむずかしい個別企業の問題がありまして、最終の詰めまで至っておりませんが、まあそういう勉強強を、もう何カ月もかかってしておるわけでございます。この法律が通りますれば直ちに審議会をしまして、これは正式の審議会を開きまして、開きまして、これは正式の審議会を開きまして、一月以来検討を加えてまいりました個別企業の再建計画について、正式な取り上げをいたしたいというふうに考えております。

なおタイミングをいたしましては、いままでも幹事会で相当練っておりますので、これを一社一社、通常、従来、再建会社と称する企業については一社一社について相当綿密にやったわけでございますが、そのつどやったわけでございますが、今回の場合は、一月以来ないしは、幹事会としても四月以来やっておりますので、できるだけ、問題のない企業については一括審議をいただき、問題のある企業については、要すれば個別にやはり検討をいただくというよりなことになる場合もあらうと思います。というよりな形をいたしまして、まあできるだけ問題を少なくするように幹事会でいま練っておりますから、問題が少なからば、できるだけ一括して御審議をいただくというよりな形で、通産大臣の認定を一日も早くできるように努力してまいりたいということでございます。

○西田信一君　大体、何月ごろには全部が出そろつて、認定が終わるというような見通しはありますか。

○政府委員(井上亮君) 私ども、いまこの法案にかかつておりますので、率直に言ひまして、この法案が通りますれば、おそくも二週間くらいいの周には何とか審議のめどをつけたい。そのためには幹事会が相当掘り下げておかなければなりませんので、今日鋭意そちらに取り組んでおる次第でございます。

○西田信一君 それから、肩がわりのいろいろな条件があると思うのです。炭量というか、採掘可能なエネルギーですか、これはどれくらいの基準に

考えておられるのですか。

○政府委員(井上亮君) 第二条の、要するにこの肩がわりを受け得る対象となる企業、言いかえれば、再建整備計画をつくられる企業というところでございますが、この要件として二つございいます。一つは財務の状況からみた場合、もう一つは採掘可能鉱量の点でございしますが、財務の状況につきましては、先ほど御説明申しました公表損益ではなくて、実質赤字をどう組むという点でみてまいりたい。それから採掘可能鉱量につきましては、大体これは数年後に閉山するというような企業ではございませんで、やはり資源産業としての長期の安定出炭と申しますか、安全保障というか、安定出炭につながるものとしての対策でございしますので、少なくとも十年くらいの採掘可能鉱量があることを要件にしたいというふうに考えております。

○西田信一君 大臣にお聞きしますが、この間私、安定補給金の問題で予算委員会でお聞きしましたね。大臣は、相当幅をもつて弾力的にやりたいという御答弁がありましたけれども、大蔵大臣はどうもちょっと少しにおいの違ひような答弁をされたのですが、これは私は、あの予算の組み方からいっても、そういう性格のものであらうと思うのですけれども、どういふふうにお考えでしうか。

○国務大臣(菅野和太郎君) 大蔵大臣と私と、
 そり食い違つていないので、大蔵大臣から見ると、
 百円でがんばつておつたのを、こつちがやかと
 ましく言つたから百二十円にしてやつたという気
 持ちがあると思うのです。私どものほうは、計算
 上は百二十円ですけれども、つまみとして二十五
 圓をもらつていますから、それでひとつ運用よろ
 しきを得たという考えでおるわけでありまし
 て、實際やつてみて、あるいは百二十円をこすか
 もしれません。あるいは百二十円以下になるかも
 しれません。まあ、そこは運用よろしきを得て、
 できれば百二十円をこすようにやりたいというつ
 もりでございます。

○西田信一君　ぜひそういうお考えでひとつ実行してもらいたいと思います。

それが大臣にちよつとお聞きたいのです。私が、私は先ほどから申し上げておりまして、いろいろ大臣がお見えになつてからお聞きしようと思つておつたのですが、實際、計画を立てるときと時間のずれがあるために、實際に石炭鉱業の實際というものは悪化しているというのが、先ほども答弁にありましたけれども、實際そののとおりだと思ふのですが、そこで安定補給金というのは、審議会の答申にも安定補給金というのはなにも中小炭鉱に限るということを書いてないのです。だから、これからこういう抜本策を講じられ、非常に好転していけば、たいへんけっこうですけれども、なかなかしかし、そうはいかないと思ふ

のです。そこで、私は安定補給金という、こうい
うような総合政策が実施された結果、結果を見な
ければわかりませんけれども、私は客申のその趣
旨から言っても、全部にやれとは書いてないけれ
ども、中小炭鉱だけに限れとも書いてない。だ
から、将来は安定補給金というのは、石炭鉱業の
再建が国家的に重要であるという立場から考える
ならば、もう少し幅広くものを考えていいのじゃ
ないかという気がするのです。これは来年度予
算以降の問題でありますけれども、そういう点に
ついて、どういようなお気持ちを持っておられ
るか、ひとつお伺いしたいのです。

○国務大臣(菅野和太郎君) 予算委員会や何かでもしばしば御質問があったかと思うのですが、この答申ができた基礎は、昭和四十年でありますからして、もう二年たっている間に事情は非常に変わっております。したがって、この答申とおりにやつて、はたして石炭対策を安定させることができるかどうかということについては、それは私自身も疑問を持っておりますけれども、一応この答申が出たので、昭和四十二年度の予算としては、答申に従つて予算を計上したわけですが、これをやつてみて、そうしてこの経過を見てひとつまた考えてみたい、こう思うのです。

そこで考えられるのは、安定補給金をどうするかという問題、これが一番手をつけやすいのじゃないかという感がしているのを、これも答申では百円というのを百二十円に、大蔵大臣に無理言うたのでありますが、この安定補給金などにやはり手をつけて、大蔵大臣とまた折衝しなければならぬのじゃないかというふうに考えております。

○西田信一君 私どもの考えているような方向で通産大臣もお考えですから、ぜひこれは、必要のないものに出す必要はないけれども、将来は必要が起きるのじゃないかという気がするものですから、安定補給金というものはもう少し、中小だけではなく幅広くものを考えて、将来のひとつ構想の中に取り入れていただきたい、こういう気持ちで申し上げたわけでございます。

それから、再建整備を実施すれば国が相当の財政援助をするわけですから、これに對して指導や監督が強化されるというか、これは当然のことだと思ひます。業界もそれくらい覺悟はなければならぬと思ひます。思ひますが、あまりまたきびしくやり過ぎてしまつて、どうにも動かぬということになつてもいかぬと思うのです。そこでお聞きしたいのは、いま石炭会社は、石炭プロパーでなくしていろいろなことをやっていますね。やはり企業が苦しいからそうなると思うのですが、また實際そういう必要の面もあると思うのです。から、そういう意味でこれから石炭会社が社外投資をする場合に、これは国があれしたのだから一切社外投資はけしからぬぞと言つて縛つてしまふとか、かえつてぎこちない面が生じてきはせぬかという氣がするものですか、社外投資もいろいろ、ものによつては必ずしも好ましくないものもありましようけれども、いわゆる関連企業というような範疇のものであるならば、たとえば離職者があるときに離職者の始末がつけられるとか、人のやりくりがつくとか、あるいは産炭地振興なんかに、石炭会社が投資して産炭地の需要を確保するといふようなことにも、ある意味においては役立つ場合もあるだろうし、そういう社外投資な

どにあまりひどい規制を加えられてしまうと、そこら辺はやはりほどほどにやる必要があると思うのですが、こういう点についてどうお考えですか。

○國務大臣(菅野和太郎君) 社外投資の中にも黒字を出して社外投資がますますあつたと思ひますが、しかしいまでも赤字を出して社外投資もあるやうであります。したがって、炭鉱自体で赤字経営になくして、社外投資のために赤字になつたやうなケースもあるやうに聞いております。がしかし、今後の社外投資については、やはりこちらに相談してもらつてきめるといふことにして、プラスになる社外投資であればそれはいいと思ひます。しかしながらマイナスになるやうな社外投資であれば、これは嚴重に取り締まることにして、やはり石炭鉱業自体の安定をはかりたい、こう存じておる次第でございます。

○西田信一君 これで私、終わりますけれども、通産大臣、最後にひとつ特別にお願いをしておきたい、またお考えを聞いておきたいことは、冒頭、大臣がお見えにならない前に、石炭産業の抜本策が、先ほどから何べんも話が出ておりますやうに、その後一年間の様子を見ておると、いろいろな事情があると思ひますけれども、どちらかというところ、悪い方向に向かつておるといふこと、それからまた、この間の中東のあいつの國際紛争が起きました、だいたい日本もみなびくびくしたわけですから、幸い早く戦火がおさまつてけつこうすけれども、あんなことをわれわれ予想して石炭対策と取り組んだんじやないと思ひますけれども、しかしいろいろなことを考えますと、国内でたつた一つの石炭であるから、これで十分だといふことではなくて、まあスタートをしてみても足らないところがあれば、さらに場合によつては、年内にどうということはおはあえて申しませんけれども、もう少し様子を見て、政策なり予算の面なりで考へて、少なくともやつぱり五千万トン以上の需要を確保されて、石炭産業を安定させるという方向に向かつてひとつ勇敢にやつていただきたい。

いという気持ちを持つておりますが、最後に通産大臣の、政府としての御決意を伺つて、私の質問はこれで終わります。

○國務大臣(菅野和太郎君) 石炭鉱業の問題についての将来、今後の動向などについていろいろ御心配になつておられる点は、私も全く同じ気持ちを持つておるものであります。まあ五千万トンを確保すること自体に、これは非常な困難性があると思ひます。がしかし、日本の安全保障という観点からも五千万トンはぜひこれを確保しなければならぬというやうに考へておりますから、いろいろの点において他にマイナスの点があつても、まあ無理算段して五千万トンは確保したいという考へをしておりますから、五千万トンを確保する上において今日の対策で十分な点があると思ひますれば、これはひとつその対策を検討して、そしてよりよい対策を講ずるという方針で、あくまで五千万トンは確保するという方針でいきたいと、こう存じておる次第でございます。

○阿部竹松君 与党の西田委員が長時間かけてお尋ねしなければならぬほど問題点がたくさんある法律なんですね。私は、西田委員はこの法案をつくるときに中身について当局と御相談にあつておるとお思ひます。ほくら野党ですから全然知りませんが、その西田先生が疑問を持ち、要望がある、意見があるわけですから、したがつてなかなかこの法律で、炭鉱が、大臣のおっしゃる御答弁のようにはいかぬわけですね。したがつて私は、これからはいろいろお尋ねするわけですが、お尋ねする前に大臣にお願いしておきたいことは、衆議院の委員会での同じ問題をお尋ねしては大臣に対しての気の毒であるといふことで、いろいろと、全部ではありませんが、衆議院の速記録を通読してみました。大臣の御答弁がなかなかありつぱ、大臣りつぱなことをおっしゃるという委員の発言等があるわけですね。その場の空気がわかりませんが、ひやかして、りつぱな答弁と言つたか、それともほんとうに心から得心して、りつぱな御答弁と言つたか、これはわかりませんが、

ども、とにかく大臣の御答弁を読ましていただいても、説明をされる井上局長の御答弁を聞いても、りつぱなものだ。

そこで、私のこれから言いたいことは、決して皮肉な意味でなしにね、昭和二十九年に石炭合理化法案ができるまで、石炭関係の法案といふのは、あの鉱業法とか鉱山保安法とか、二つ三つしかなくなつたわけですね。いまは膨大にできています。したがつて、政策、政策といふおっしゃるけれども、その当時から石炭政策といふのがあつたわけですね。近年五カ年の間を見ても、いまの総理大臣の佐藤さん、あるいは福田さん、あるいは櫻内さん、三木さん、いまの大臣まで、何代かの大臣がそのつど石炭政策を述べ、こゝで御説明なさつた。五千万トンも政策、五千二百トンも政策、今度五千万トンも政策、衆議院の御答弁を聞いても、金がなかつたらどうなるのか、助成金か、それは助成金だと大臣は答弁していらつしやる。なるほどけつこうで、衆議院の喜ぶのも無理ないが、そんな甘くない。ですから、もう少しシビアに言つてもらいたい。われわれ、もっとひどいですと云われれば、びくびくしな。四千七百万トンしかだめですと云われれば、びくびくしな。五千五百万トンと云われれば、大臣の委員会切り抜けの答弁であると言つて逆に反論しますよ。いま五千万トンの貯炭がありましますよと言つても、五千万トンの貯炭が、私御相談にあつてもけつこうです、意見申し上げてもけつこうだ、答弁を聞いてみると、まことにりつぱな、王道楽土のやうに炭鉱がなるといふことまでは言つていらつしやるけれども、りつぱになる。石炭産業によつて生活の安定とか職場の安定をはかるやうな炭鉱労働者はほとんどおりませんよ。チャンスがあれば炭鉱をやめたいという気持ちがある。横溢しているのです。国の基幹産業——これは大臣もこの前、有閑マダムもおりますよといふ答弁をやつておつたが、そんな気持ちは一人もないわけだから、ですから石炭だけ論議してもだめな

んです。この法律一本だけ論議してもだめなんです。したがつて、石炭と電気、やがては日本の中心のエネルギーとなるべき原子力、この三つをどう大臣が日本の總体エネルギーとしてお考えになつておるか、基本的にひとつ伺ひたい。

補給金も出しましょう、一千億出しましょう、これは日本の国としてやつぱり抜本対策の一つでしよう。しかし、石炭産業にとつて抜本と言へるかといふと、抜本と言へない。あれ抜本になりませんよ。といふことは、五百億という特別会計のワケをつくつておる。したがつて五百億のワケ内——五百二十億ですか、このワケ内金を使う分については、来年十億上がるか二十億上がるかわかりませんが、いままでのやうに石炭局長が大蔵省とにこにこして……まじりを決して言ひ必要ありませんが、それからみ出るといふことになつたら、あるいは特別会計はないほうがいい場合も出てくる。

それから、イギリスの例を見てもらひなさい。イギリスの石炭は、四千億の金を動力省にひとつ出してくださいと言つたら、九千億ほどと出した。なるほど出炭量はイギリスと日本は違ひけれども、諸外国の例を見てみれば、日本はあまりにも少なきに失する。ですから、これだけの赤字が出ればこれこれこれこれ國が整理しますよと言ふが、かえつてぼくは、いまは冷たいけれども、将来のためにいいのだという気がするわけですね。

ですから石炭と電気とそれからいま申し上げました原子力発電、この三つを合せて将来、二十年、三十年とは言ひませんけれども、五年、十年先は、日本の總体エネルギーはカーブを描いていつておる情勢ですから、その数字を示してください。

○國務大臣(菅野和太郎君) いま阿部委員の言われたことはほんとうに石炭鉱業を憂へての御質問だらうと思ひます。私も石炭鉱業については決して安易に考へていないわけで、この対策でこれ

十分だという、これでも何れも心配要らぬかという、決してそうではありません。これまた阿部委員の言われたとおり、石炭鉱業は石炭鉱業自体についての起こってきた問題ではなくして、周囲の事情でどういふふうにならざるを得ないことになったと思うのです。というのは、石油の問題、将来は原子力の問題ということになってくる。そうするとエネルギーはほかから、石炭以外の資源からエネルギーを獲得するような世の中にだんだんなりつつあるというのが、石炭鉱業自体に対する需要を失っていくことになると思ひますからして、その情勢は今後もますます加重されてきますから、したがって、石炭対策ということとは決して現在の対策で私はこれでも安心だという考えはございません。しかし、いままでの石炭対策に比べてならば、石炭鉱業審議会の答申によって今度の案を立てたのでありますからして、いままでには比べたならばよほど思ひ切った案というところがあるのではないかと、こう思ふのです。で、まあ石炭鉱業審議会もよほど思ひ切った答申を出された、こう思ふのであります。そういふ意味で五千万トンにはぜひ確保していきたい。しかし、先ほども言ふとおり、五千万トンを確保することにはいろいろ困難があるということをし上げておるのであります。しかし安全確保というふうなことを考えてもどうしても五千万トンは確保していききたい。その確保するについて、いま今日やろうとしておる対策が不十分であれば、もっと万全な対策、よりよい対策を考えていかなければいかぬという私は考えを持っておるわけなんです。

そこで、先ほどからこのエネルギー資源のことについてお尋ねがありました。総合エネルギー調査会の答申によりますと、昭和六十年におきましては、水力が四・四、それから原子力は一〇、それから石炭が五・五、それから石油が七四・八というふうなことで、大体七五％は昭和六十年におきまして石油資源によつておる。原子力は

だよりやく一割で、石炭が五千万トン確保すればそれで大体五・三％というふうな状態でありまして、したがって、日本全体のエネルギー資源というのを考える場合にはやはりこの石油というのが今日重要性を帯びておりますし、将来は私は原子力だと思ひます。で、原子力というものが私はエネルギー資源のほとんど大部分の供給を占めてくる時代がやがてくる、こう考えております。したがって、科学技術庁のほうでも原子力の事業団のことを提案しておるのであります。そういふことで原子力の将来の平和利用の発達ということを考えていきたいのであります。せめて石炭だけは五％はひとつエネルギー資源の中で確保するように今後努力していきたいという考えを持っております。

○阿部竹松君 これは大臣、決しておこたを返す意味でございませぬ、大臣の決意のほどは同じようなことを衆議院でも答弁なさつておるし、しかし、何れも何れも下がってくるから私は疑心暗鬼を持ったり、知らず知らずのうちに当局に対して不信を持っておるかも知れません。しかし、私、通産当局がなまけておるのかなんぞということとは毛頭考えておりません。私の言ふことは、したがって、炭鉱経営者にも冷たいし、同じ仲間である労働者諸君にも冷たいこと言ひ。しかし、大臣が、であらうと言ふことと、その結果とあまりにも違つた場合に、これは文句の一つも言いたくなるわけなんです。したがって、いまのような政策ではたして——いま数字を聞いてみたんだが、その中で五〇％、六〇％は電気屋さんです、いやだいやだというやつを政策的に使つておるわけなんです。はたして、いやだいやだというのを永久に——いまおつしやつた年次に使つておるわけなんです。か、そういふ心配が一つあるのだ、あるいは一般炭の例をいせん申し上げましたとおり千数百万トンの貯炭があるわけなんです、これ一体どうやるのだ。もう少し親切丁寧に、まあいま右左というわけにはいかないでしょうけれども、これをどうするかというところをお聞きしたい。

それからもう一つ、これは大臣でなくてけつて、鉱山局長にお願いしたいのです。重油の三年間の輸入量、それから電力会社は重油と原油両方使つておられますね、これを九つの電力会社がどういうパーセンテージで使つておるかお示し願ひたい。

○国務大臣(菅野和太郎君) 阿部委員のお尋ねの石炭の消化の問題ですが、五千万トン採掘しても、実際はそれだけの需要はないじゃないか、貯炭が今日たくさんあるということ、そういうことについてもいろいろ心配になっておる点は、私たちも同じようなことを実は心配いたしておるのであつて、五千万トン採掘しても、実際需要がそれだけなければ、そこに政策の破綻を来すのであります。そこで、まあいままで、きょうもおそれる局長からも返答があつたことと思ひますが、政策需要ということと、これをお願いしておるのでございませぬ。

そこで電力会社がそんな石炭を買つかうかというお尋ねであります。これはどうしても電力会社に国策に順応してもらふという意味において、やはり電力会社にお願ひして、より多く一般炭を買つてもらふということをお願いせざるを得ないふうになつていく、こう思ふのでございまして、まあ阿部委員はその点について御心配になつておられますが、この点については、国策という観点から、電力会社にひとつ一般炭を消費してもらふように、いわゆる政策需要をもっと多くしてもらふようにお願いせざるを得ない、こう私は考えておる次第でございませぬ。

○政府委員(西角良彦君) わが国におきまして石油の輸入の推移は、逐年きわめて上昇いたしておりまして、過去の数字から推移を申し上げますと、昭和三十五年におきましては約三千三百万キロリッターの輸入、昭和四十年におきましては八千七百万キロリッターの輸入、昭和四十二年におきましては一億一千五百万キロリッターの輸入というところを、それぞれ計上いたしております。したがって、原油の輸入量の伸びは逐年

きわめて高いわけではございますが、そのうちC重油は全体の原油の中から約四割がこれに該当いたすわけでありまして、そのC重油の相当部分が電力用に充當されておる次第でございませぬ。

○阿部竹松君 鉱山局長、九つの電力会社の使用しているパーセンテージをお示し願ひたいと質問しているわけですが、そこで大臣、アメリカの前国務長官、あの方がガンになった。ところが、お医者さんは、あなたはガンですよ、ダレスさん、あなたはもうあまり長くない、だから、十分遊んで世を遣ひなさい、こうおつしやつておる。日本の場合、池田さんの例をとつたいへん恐縮ですが、満枝夫人以下、あなたもその一人だつたでしょうが、みんな隠すのですよ、ガンでないからありません。どちらか、国柄もありまじやうし、民族性もありまじやう。どちらか——君はガンだぞ、ゆつくり休みなさい、いや、だいたいぶだ、どちかが幸福かわかりませんが、炭鉱の場合はこれと同じで、ガン、それをこれでおすのだ、こういうのは、そのことはいまは親切かもしれぬが、最後に奈落の底に突き落とすわけですから、これはなくなつてしまふ場合には、どちらが幸福かわかりませんけれども、奈落の底に突き落とされた方は、経営者といへ、炭鉱労働者といへ、生きていかなければならぬから……。

○国務大臣(菅野和太郎君) 心配すれば際限はないのであります。私が通産大臣になつたときにも、歴代大臣が一番悩んだのは石炭問題だということをお聞きしております。なるほど私も大臣になつ

てみて、石炭行政というものがこれは非常に困難な問題であるというのを聞いて、幸い石炭産業審議会からこんなりっぱな答申が出て、そこで経営者も、またこの答申案には労働者の方も参加されておいて、そして中立の人々も参加されておいて、そこで、日本の石炭産業を安定させるというこの答申案が出たのでありますからして、私は、この答申案に従ってやってみて、これでいかなければいかぬときでひとつ考えたい、せっかく皆さんが苦心してこの答申案をつくられたのでありますからして、この答申案に従って、ひとつ対策があれば政府が対策を立てていきたいというのでやってみて、その上でなおこれが不十分であるというところであれば、また私は、アフターケアといふことばかりじゃなくして、根本的に考えてみてほしいのじゃないか、こう私は思うので、阿部委員の御心配になる点も、この案では石炭というものはどうして浮かばぬじゃないかというお気持ちだと思ひますが、私は答申案のとおりやれば、一応これで浮かぶのじゃないかという、私自身はそういう気持ちを持っております。しかし、確かに浮かぶという点については私自信があまりません。しかし、一応せつかく皆さん方が答申案をつくられた、その意思を尊重して、四十二年度はこの案でいきたいという考えを持っておるのであります、何も全然心配ないというところは、はたしてこれでやっていけるかどうかということについては、私自身も不安を持っておりますが、まあとにかくこの案でやれば、多少いままで心配されておったことが消えるのではないかと一層の望みを持っておるのであります、せつかく皆さん方の苦心された答申案をひとつ尊重していきたい、こう考えておる次第であります。

九電力向けのC重油であるというところをお答えいたします。

○阿部竹松君　そこで大臣、私も社会党は、御承知のとおり炭鉱国有化、国営化です。ですから大臣と意見が食い違ひるので、私はいまここの石炭国営を出して大臣と論争しようというところは思ひないので、ただ、イギリスでも、あるいはフランスでも、フランスは全部じゃありませんけれども、まあ国営でやっています。いかに社会主義国家、まあソ連とか、中共、これは大臣もあまり好きでないから、ソ連や中共のようにやれとは言いませんが、大臣、イギリス、フランスあたりはやっております。ただ、資本主義国家でもそういうことができる。資本主義国家でも、社会党の言うような法があるのではないかと。特に、基幹産業というのは、鉄とか石炭とか幾つものですね。

○阿部竹松君　どうも大臣、勘違いしたと思うのです。私は社会党ですから、国営国管論です。しかし、大臣のお立場は違ひからこれは論争いたしません。しかし、石炭庁ぐらいはできるでしょうと、その二項目がぼくの質問なんです。大臣、かんかんになつて、社会党の国営論はどんなものか、あなた知らぬでしよう。どんなものか知らぬで、ただ国営反対だと、そういうことになれば新しく論争しなきゃならぬが、法律をあげるためにじゃまになる。それをやると長く論争しなければならぬから……。あなた何も聞かぬことを答弁せぬでもよろしい。ただ、私の聞いたのは、石炭庁でも設けてそれで根本的にやるとおっしゃるのだから、もう少し機構をがっちり固めておやりになつたらどうですか、そういうことは資本主義国家で自由主義経済の中でもできるでしよう、という話を私はしておるのです。

九

○政府委員(岡角良彦君)　答弁を追加させていただきますが、電力向けの重油の供給量は、昭和三十九年度におきましては千三百三十七万キロ、四十年年度におきましては千二百四十七万キロ、四十一年度におきましては千二百七十五万キロ、四十二年度におきましては千二百七十五万キロ、四十二年度千六百四十二万キロ、これはほとんどすべてが

そこで有沢先生とときどき懇談をするのだが、大体一十億の金を使つて、五百億のワクをつくつて、膨大な鉱害を抱えて、将来の基幹産業なんだから、たとえば五千万トンが四千五百万トンになつても、大体石炭局長一人置いて、そこへ五十人か六十人置いてやれというところは大体政府は不慮である。したがって、石炭庁でも設けて、真剣に取り組みすべきであるということ、いろいろと意見を交換したことがございます。私これは国会が終わつてからでしたので、委員会では申し上げませんでしたけれども、三木前通産大臣とも話をした。三木さんは弁舌さわやかですから、次の国会でも石炭庁ができるようにする、それはできます。阿部君のお説もつともです、はい、あそこはさうなら、外務大臣になりましたが、しかしあなたはそのことぐらい石炭庁ぐらい設けて――外国は動力省とか燃料省、ベルギーのようなどころでもやっておりますよ。それくらい熱意があつてしかるべきだ。こういう点についてはどうですか、特に、公社、公団、事業団をつくるのが大好きな佐藤内閣ですから。

は実は衆議院でも皆さん方からお話が出ました。で私は、現在、いまの段階においては、国営論には私は賛成いたしませんというのを申し上げたのであります。これは何もイデオロギーの問題ではないのであつて、そこで私は現在の段階においては賛成しないかというところは、この石炭産業審議会でも、経営者の方も労働者の方もこの答申でやろうというふうなやつぱり企業意欲を持っておられるのでありますからして、したがって、やはりこの企業意欲がある間は、これは民間人にやらせればよろしい。何も石炭局長だけで人数が少なうといふようにおっしゃいますが、これが国営になれば、国が経営するのですから、したがって相当の政府の役人を置かなきゃなりません。しかし炭鉱はみんな経営者が経営するのでありますからして、その上でただ監督とかなんとかいうことをわれわれのほうでやっておるのでありますからして、私はいまの石炭局のこの組織で十分だと思つております。そこで私自身が御指摘のように国営論に反対しておるのは、これはその気持ちは皆さん方、ここに社会党の皆さん方と同じ気持ちだと思ふのですが、皆さんが公社、公団に反対されておる一つの理由は、能率があらぬということだと思ふのです。日本では公私の差別が日本人は割合少ない、外国人はその点公私の差別がはつきりしております。でありますからして、外国の国営論というものは、私はあるいはそれは妥当かと考えております。日本では公私の差別がはつきりしませんから、自分のことだと一生懸命やるが、公けのことだつたらないがしろにするというふうなこと、まあ今日の公社、公団に皆さん方が批判されておるのもそれが一つの理由だと思つておるものであつて、私は石炭産業を国営にしたらものと能率が悪くなる。でありますからして、これはかえつて私は国全体に対して決して経済的にいいとは思へない。いませつかく企業意欲を持つておられるし、それで炭鉱労働者の方も、この際これでやろうというふうな意気込みを持つておられるのでありますからして、この答申案のとおりには

とつやってみて、そしてひとつ実績を見て、その上で、どうしても企業者も全部お手上げだ、まあおれはやる考えがないというふうな段階になれば、それはまたそのときにひとつ根本的に考えてみなきゃならぬのじゃないかと、こう私は考えておる次第であります。

九

○政府委員(岡角良彦君)　答弁を追加させていただきますが、電力向けの重油の供給量は、昭和三十九年度におきましては千三百三十七万キロ、四十年年度におきましては千二百四十七万キロ、四十一年度におきましては千二百七十五万キロ、四十二年度におきましては千二百七十五万キロ、四十二年度千六百四十二万キロ、これはほとんどすべてが

○阿部竹松君　そこで大臣、私も社会党は、御承知のとおり炭鉱国有化、国営化です。ですから大臣と意見が食い違ひるので、私はいまここの石炭国営を出して大臣と論争しようというところは思ひないので、ただ、イギリスでも、あるいはフランスでも、フランスは全部じゃありませんけれども、まあ国営でやっています。いかに社会主義国家、まあソ連とか、中共、これは大臣もあまり好きでないから、ソ連や中共のようにやれとは言いませんが、大臣、イギリス、フランスあたりはやっております。ただ、資本主義国家でもそういうことができる。資本主義国家でも、社会党の言うような法があるのではないかと。特に、基幹産業というのは、鉄とか石炭とか幾つものですね。

○阿部竹松君　どうも大臣、勘違いしたと思うのです。私は社会党ですから、国営国管論です。しかし、大臣のお立場は違ひからこれは論争いたしません。しかし、石炭庁ぐらいはできるでしょうと、その二項目がぼくの質問なんです。大臣、かんかんになつて、社会党の国営論はどんなものか、あなた知らぬでしよう。どんなものか知らぬで、ただ国営反対だと、そういうことになれば新しく論争しなきゃならぬが、法律をあげるためにじゃまになる。それをやると長く論争しなければならぬから……。あなた何も聞かぬことを答弁せぬでもよろしい。ただ、私の聞いたのは、石炭庁でも設けてそれで根本的にやるとおっしゃるのだから、もう少し機構をがっちり固めておやりになつたらどうですか、そういうことは資本主義国家で自由主義経済の中でもできるでしよう、という話を私はしておるのです。

○政府委員(岡角良彦君)　答弁を追加させていただきますが、電力向けの重油の供給量は、昭和三十九年度におきましては千三百三十七万キロ、四十年年度におきましては千二百四十七万キロ、四十一年度におきましては千二百七十五万キロ、四十二年度におきましては千二百七十五万キロ、四十二年度千六百四十二万キロ、これはほとんどすべてが

九

○政府委員(岡角良彦君)　答弁を追加させていただきますが、電力向けの重油の供給量は、昭和三十九年度におきましては千三百三十七万キロ、四十年年度におきましては千二百四十七万キロ、四十一年度におきましては千二百七十五万キロ、四十二年度におきましては千二百七十五万キロ、四十二年度千六百四十二万キロ、これはほとんどすべてが

○阿部竹松君　そこで大臣、私も社会党は、御承知のとおり炭鉱国有化、国営化です。ですから大臣と意見が食い違ひるので、私はいまここの石炭国営を出して大臣と論争しようというところは思ひないので、ただ、イギリスでも、あるいはフランスでも、フランスは全部じゃありませんけれども、まあ国営でやっています。いかに社会主義国家、まあソ連とか、中共、これは大臣もあまり好きでないから、ソ連や中共のようにやれとは言いませんが、大臣、イギリス、フランスあたりはやっております。ただ、資本主義国家でもそういうことができる。資本主義国家でも、社会党の言うような法があるのではないかと。特に、基幹産業というのは、鉄とか石炭とか幾つものですね。

○阿部竹松君　どうも大臣、勘違いしたと思うのです。私は社会党ですから、国営国管論です。しかし、大臣のお立場は違ひからこれは論争いたしません。しかし、石炭庁ぐらいはできるでしょうと、その二項目がぼくの質問なんです。大臣、かんかんになつて、社会党の国営論はどんなものか、あなた知らぬでしよう。どんなものか知らぬで、ただ国営反対だと、そういうことになれば新しく論争しなきゃならぬが、法律をあげるためにじゃまになる。それをやると長く論争しなければならぬから……。あなた何も聞かぬことを答弁せぬでもよろしい。ただ、私の聞いたのは、石炭庁でも設けてそれで根本的にやるとおっしゃるのだから、もう少し機構をがっちり固めておやりになつたらどうですか、そういうことは資本主義国家で自由主義経済の中でもできるでしよう、という話を私はしておるのです。

○政府委員(岡角良彦君)　答弁を追加させていただきますが、電力向けの重油の供給量は、昭和三十九年度におきましては千三百三十七万キロ、四十年年度におきましては千二百四十七万キロ、四十一年度におきましては千二百七十五万キロ、四十二年度におきましては千二百七十五万キロ、四十二年度千六百四十二万キロ、これはほとんどすべてが

九

○政府委員(岡角良彦君)　答弁を追加させていただきますが、電力向けの重油の供給量は、昭和三十九年度におきましては千三百三十七万キロ、四十年年度におきましては千二百四十七万キロ、四十一年度におきましては千二百七十五万キロ、四十二年度におきましては千二百七十五万キロ、四十二年度千六百四十二万キロ、これはほとんどすべてが

○阿部竹松君　そこで大臣、私も社会党は、御承知のとおり炭鉱国有化、国営化です。ですから大臣と意見が食い違ひるので、私はいまここの石炭国営を出して大臣と論争しようというところは思ひないので、ただ、イギリスでも、あるいはフランスでも、フランスは全部じゃありませんけれども、まあ国営でやっています。いかに社会主義国家、まあソ連とか、中共、これは大臣もあまり好きでないから、ソ連や中共のようにやれとは言いませんが、大臣、イギリス、フランスあたりはやっております。ただ、資本主義国家でもそういうことができる。資本主義国家でも、社会党の言うような法があるのではないかと。特に、基幹産業というのは、鉄とか石炭とか幾つものですね。

○阿部竹松君　どうも大臣、勘違いしたと思うのです。私は社会党ですから、国営国管論です。しかし、大臣のお立場は違ひからこれは論争いたしません。しかし、石炭庁ぐらいはできるでしょうと、その二項目がぼくの質問なんです。大臣、かんかんになつて、社会党の国営論はどんなものか、あなた知らぬでしよう。どんなものか知らぬで、ただ国営反対だと、そういうことになれば新しく論争しなきゃならぬが、法律をあげるためにじゃまになる。それをやると長く論争しなければならぬから……。あなた何も聞かぬことを答弁せぬでもよろしい。ただ、私の聞いたのは、石炭庁でも設けてそれで根本的にやるとおっしゃるのだから、もう少し機構をがっちり固めておやりになつたらどうですか、そういうことは資本主義国家で自由主義経済の中でもできるでしよう、という話を私はしておるのです。

○政府委員(岡角良彦君)　答弁を追加させていただきますが、電力向けの重油の供給量は、昭和三十九年度におきましては千三百三十七万キロ、四十年年度におきましては千二百四十七万キロ、四十一年度におきましては千二百七十五万キロ、四十二年度におきましては千二百七十五万キロ、四十二年度千六百四十二万キロ、これはほとんどすべてが

九

しまして二千六十二万トン、その他電力が二百八十二万トン、それから一般産業の需要が、これは前年度千八百五十一万トンと申しましたが、四十一年度は二百五十万トン程度減りまして、千六百五十万トンという見込みでございます。しかしまあ原料炭がふえている、それから九電力の需要がふえているというふうなことで、需要全体としましては、前年よりふえまして、四千八百八十九万トン、こういう需要の実績になるわけでございます。

○鬼木勝利君　そこで、大体生産と需要の関係が、四十年度、四十一年度、わかりましたが、在庫は現在どのくらいございますか。

○政府委員(井上亮君)　ことしの三月末現在の在庫で千二百万トン程度でございます。

○鬼木勝利君　そうしますと、千二百万トンという在庫に対する処置ですね、どういふふうにあなの方考えておられるのですか。

○政府委員(井上亮君)　この千二百万トンの在庫と申しますのは、石炭業界が持っているのがそのうちの約半数の六百万トンあまりでございます。そして、その他は需要部門、商社その他が保有しているというところでございます。全体として私は三百万トンぐらい、在庫が正常在庫より多いのではないかと、いふふうに考えておりますが、正常在庫は、これは当然なことですから、これはけっこうだと思っておりますが、その異常分につきましては、ただいま電力用炭の販売会社等を通じてまして在庫融資を行なっておりますというふうな現状でございます。

○鬼木勝利君　そこで、石炭のあなたの方の施策はいろいろ検討しておられると思うが、年間五千万トンを目算とする、それで四十五年というふうになつておると思ふけれども、実際は千万トンぐらいの閉山をしなければならぬ、合理化をしなければならぬ、こういうことになると思ふと思いますが、ここで火力発電二基分ぐらいを今度の再建策の中に、本年度内にそれを着手するといふようなお考えはないのか、その点を、これは大臣

にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(菅野和太郎君)　ことは電炭の関係で二基ふえますから、それで一般炭の需要が増加いたしますが、それ以外については、あるいは共同火力というふうなものを考えなければならぬのじゃないかということでもって目下検討中でありま。

○鬼木勝利君　先ほどからいろいろ御心配があらうとおるようでございますが、一千億の肩がわりということは、むしろこれは軸になつておるから、いままのお話のように共同火力、そういうふうなもの、もしこれが根本的の石炭対策であるならば、先ほど大臣もおっしゃったように、一千億の肩がわりしたからこれでいいじゃないかと思ふ。従来の石炭対策よりもずっと強力になつておる。——むしろそれはそれで思ふますが、しかし決して安易な考えを持つておるのじゃないか、なかなかまいことをおっしゃつておつたが、ただ単に、この一千億の肩がわりをやるということでは、将来の石炭再建ができるのだというふうな考えは、私はほんとうにこれは安易な考えだと思ふ。いろいろな諸施策を進められることによって——いまだ私、予備知識で生産・需要関係、消費・在庫関係をお聞きしたのでございしますが、そういう観点からいたしました、強力にそういう点も私は同時に考えていたかなければならぬ時点にきておるのじゃないかと、こういうふうな考えるのです。

○国務大臣(菅野和太郎君)　一千億の肩がわりだけで決して甘んじておるわけじゃないのであります。もうお話をとおし、総合的な対策を講じて石炭鉱業の安定をはかりたいというのを考えておる次第であります。したがって、電力会社には石炭をより多く買ってもらふというふうなことを立ててやつておるのであります。いろいろな方策もあわせて総合的に考えて石炭鉱業の安定をはかりたい、こう考えておりますが、しかし、それでもなお十分であるとすれば、またよりよ

い対策を考えなければならぬじゃないかということをお先ほど答へしておる次第であります。

○鬼木勝利君　そこで特別にお願いしたいのは、ビルド対策の促進のために、今回の異常債務の肩がわりがあるいは安定補給金ということをおつておられますが、安定補給金ですね。どういふふうにして補給金を支給されるか、最低二百円というふうなことに業者は言つておるのですが、その安定補給金の支給方法について具体的にひとつお話しを願ひたい。

○政府委員(井上亮君)　本年度におきましては、安定補給金の交付は、一応予算上再建会社及び中小炭鉱中心に交付するというにいたしました。おつては、ただいま先生お尋ねの具体的方法については、大蔵省当局とも検討中でございます。

単価はいま一応二百円というふうなことに大蔵当局と私のほうではなつておるわけでございますが、ただ、先ほど大臣が御答へされましたように、予算額は二十五億大臣が御取りになりました。計上されておるわけでございます。これをどうのようによに交付するかというところでございしますが、ただいまこの点について、まず問題点としては、一律に交付するの、それとも非常に高い利益をあげておる企業については、この安定補給金の交付をどう考えるかというの、基本的にあるわけでございます。この点につきましては、従来関係省との打ち合わせの際には、原則的には非常に高い収益をあげておる企業については、非常に出すというの、性格は赤字補給金の性格であるから、やはりそういう経理の実態を調べて出すのが原則であるべきだといふことが、従来関係省との打ち合わせでは通説に相なつておるわけでございます。これに對しまして私どももいたしましては、それは言うものの、中小規模の中小炭鉱につきましては、これは特に零細企業の多い現状でございますので、経理の実態等を調べます場合にもなかなかむずかしい面がございす。しかも苦しい度合いにおきまして、とにかく

く低賃金の上に立つた経営をやつておりますので、一般的にとにかく苦しいという状況が言えますので、まあ一定の中小規模のそれ以下の零細炭鉱につきましては、一律に交付すべきではないかというふうな主張を現在私どもいたしておりますわけでございます。まだ決定はいたしておりませんけれども、そういうふうな考え方で進めております。なお、この二十五億の具体的な出し方につきましては、出炭トン当たりについて出すことに相なるわけでございますが、この出し方につきましても、いろいろ企業の、カラー別によりましてに見て交付するかどうかという問題もあつて、そういう点につきまして、ただいま関係各省と最後の詰めをいたしておるのが現状でございます。

○鬼木勝利君　いま石炭局長のお話を聞きましてね、私のやはり心配していることは、あなたもおっしゃったのだが、安定補給金というものは、結局石炭産業を安定させるために、これは大事な軸になると思ふのです。これは一千億の肩がわりをするからと、呼びかけが大きくて、これで能事足れりというふうな考えではない、そういう安易な考えは持つていないと大臣はおっしゃつたけれども、しかし、安定補給金の予算として二十五億取つておる。その予算を二十五億取つておるというところは、何を基準で二十五億取つたのか、いまだ調査しなければならぬ——これは業者のほうとしましては、最低二百円を希望しておるのです。そして、いま石炭局長のお話を承れば、大蔵省との折衝の結果は、二百円だと、こういうお話でございますが、それも一律にやるか、実情に応じてこれを配分するか——配分と言つてはちよつとおかしいですけれども、交付するかどうかという問題になると思ふのですが、その辺のところは、私はむしろ中小炭鉱のほうに非常に必要だと思ふのです。そして再建措置法は通過されてくれ、内容はまだいま検討中で、はつきり線も出ていない。どうもあなたのお考えが、大臣ももう少しはつきりしてもらわないと

ね、審議のしようがないじゃないですか。その点、大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(菅野和太郎君) この法律案と安定補給金とは別のあれでありまして、安定補給金は答申が百円と出ておりましたが、当時と事情が変わりましたために、百円ではとうてい赤字補填とかというふうなことはならないということで、われわれとしては百五十円ぐらい出してほしいということを大蔵省にねばつたのでありましたが、結局、大蔵省との話し合いで二十五億円ということになったのでありまして、大体の基礎は一トン当たり百二十円ということ、二十円答申よりも増してもらったということになっておるのでございます。

そこで、先ほど阿部委員にも申し上げましたとおり、今後の石炭の動向によつては、将来、安定補給金に融通性を持たしてやるべきじゃないかというところを、先ほど阿部委員の御質問に対してお答えしたのでありまして、安定補給金というものを、将来もつとふやしてらうと、石炭鉱業の安定をはかりたいというふうにも考えておるのであります。とにかく今年には百二十円で、ひとつこの一年間の実績を見て、その上で考えてみたい、こう存する次第でございます。

○鬼木勝利君 時間がありませんので、私の質問はこの程度で、また次回に質問を続行いたしますが、いまの点がどうも大臣の答弁では、私は納得できないんです。百円ぐらいに考えておつたけれども、それを二十円ばかりちよつと増したと、大蔵省がどうしても言うことを聞かない、二十円ばかり増したと、これは私、安定補給金というのは、これは山元にとってはほんとうにありがたい、これで息をつくのですから。一千億の肩がわりというところは、これは大手はそれでいいでしょうけれども、中小炭鉱なんかというものは、安定補給金にたよつておるのです。実際を調査研究された結果、これだけ必要だということならば、これは理屈はわかるのだけれども、あなたのおっしゃるような、百円がどうも何だから百二十円

に、そこをちよつと色をつけたというふうな、率直に言つてすな、あなたの表現は、そういう表現にしかとれない。そういう不確実なあれでなく、もう少し数的に、科学的に、合理的に、こういう基準、根拠のもとにこうやつたのだと、こういうことならば納得できますけれどもね。現に業者は最低二百円というのを希望している。その点が、そういうお茶のみ話みたような答弁では、大臣の答弁としては完全に不合格。

○政府委員(井上亮君) 百二十円の論議でございますが、これはトン当たり百二十円ということ、試算したわけでございます。先ほど言いましたのは、やはり出炭の実績に応じて出すわけでございますが、出炭の実績等の個別的な調査を行なつて、しかる上に安定補給金は交付したい、こういう考え方でございまして、補助金適正化法によつて支出するといふ考え方でございまして、それからなお安定補助金は、この法律によつて出すわけでございます。補助金適正化法によつて支出するといふ考え方でございまして、それからなお安定補助金は、この法律によつて出すわけでございます。

それは、昨年の年末予算要求に際しまして、中小炭鉱につきまじり経理の実情の調査をいたしました。そのときの中小炭鉱から提出されました大体赤字額が平均で申しましてトン当たり六十七円、これが昨年末現在における中小炭鉱の予算折衝に際しましての調査のときの実績でございます。それに対して、さらに当時から年金制度を実施する必要があるというふうな考え方がありましたので、この年金負担額を追加し、かつまた合理化事業団の閉山交付金等からみまます業者負担額、これを十五円ほどトン当たり追加するといふふうな必要性がありましたために、こういふ諸経費を入れました、大体百十七円程度になるんではないかというふうな見通しから、ラウンドで一応トン当たり百二十円ときめたのが大蔵省と私も事務当局の試算でございます。

○鬼木勝利君 大体その説明でわかつたが、しかし安定補給金がトン当たり百二十円だ。この法案によつて安定補給金を出すのじゃないのかと、そんなふざけたことは言わないでもらいたい。読んでいようよ。読んでこへ来ているんだから、そんなことを聞いているんじゃないんだ。トン当たり安定補給金が百二十円ぐらいのことは、そのくらのことは三歳の童子でも知つていふ。それで大臣の答弁とあなたの答弁は、あなたの答弁からいけば、計数的にこれを考えるといふと百十七円、大体いいように思う、そこで百二十円にした、だつたら百十七円が百二十円になつたからあなたたちがよくやつたことになるわけだが、ところが、業者のほうには百二十円じゃなくて最低二百円を要望している。その調査の問題なんです。あなたたちは実際にこれを調査検討したその基準によつてこういうことにしたので、非常に自信満々のお話をなさつておられますが、業者はどういう点から最低二百円と、こう言つたか、あなたたちの計算では百二十円あれば十分だと、あなたたちが調査された、計算されたそれじゃ資料をひとつ出してもらいたい、それによつて私も研究いたしますから。業者はこう言つていふ、あなたたちはそれでいいと言つていふ……。

○政府委員(井上亮君) 私が先ほど申しました数字は、中小炭鉱から提出されました資料に基づいてそのまゝ試算をした、業者の出された資料によりまして、大体平均的な赤字がトン当たり六十七円、これは私の査定ではございません。業者の出された数字を一応集計いたしましたし、出しました数字でございます。これにさらに年金制度、あるいは合理化事業団の賦課金の増徴、こういうふうなものがございますので、それをさらに加えて勘案した、こういうことでございます。

○鬼木勝利君 時間がございませんで、これで終わりますが、なおまた質問は続行しますから、これで終わったのじゃありませんから、きょうはこの程度にしておく、まだまだちよつとこれは話にならぬ。私は、きょうはこの程度で終わります。

○委員長(鈴木清君) 本日はこの程度といたし、これにて散会いたします。

午後三時三十六分散会

六月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭鉱業年金基金法案

石炭鉱業年金基金法案

目次

- 第一章 総則(第一条 第五条)
- 第二章 設立及び会員(第六条 第七条)
- 第三章 管理(第八条 第十五条)
- 第四章 基金の行なう事業(第十六条 第二十条)
- 第五章 費用の負担(第二十一条 第二十二条)
- 第六章 財務及び会計(第二十三条 第二十九条)
- 第七章 監督(第三十条 第三十二条)
- 第八章 雑則(第三十三条 第三十七条)
- 第九章 附則(第三十八条 第四十二条)

第一章 総則

(基金の目的)

第一条 石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業の坑内労働者の老齢について必要な給付を行なうことにより、その老後の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 石炭鉱業年金基金(以下「基金」といふ)は、法人とする。

(登記)

第三条 基金は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第四条 基金でない者は、石炭鉱業年金基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第五條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條及び第五十條の規定は、基金について準用する。

第二章 設立及び会員

(設立)

第六條 石炭鉱業を行なう事業場であつて、坑内において石炭を掘採する事業を行なうものうち、厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一個の基金を設立しなければならぬ。

(会員)

第七條 前條に規定する事業主は、当然、基金の会員となる。

2 基金が第十八條第一項の事業を行なうときは、石炭鉱業を行なう事業場であつて、厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主(前條に規定する事業主である者を除く)は、当然、基金の会員となる。

第三章 管理

(定款)

第八條 基金は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 事務所所在地
 - 二 会員に関する事項
 - 三 総会に関する事項
 - 四 役員に関する事項
 - 五 運営審議会に関する事項
 - 六 事業に関する事項
 - 七 掛金に関する事項
 - 八 その他組織及び業務に関する重要事項
- 2 定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第九條 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 役員は、政令の定めるところにより、会員(法人にあつては、その代表者とする。以下こ

の項において同じ。)のうちから選任する。ただし、特別の事情があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

3 理事のうち一人を理事長とし、理事において互選する。

4 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

(役員職務)

第十條 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるときは、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 基金の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十一條 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(総会)

第十二條 総会は、理事長が招集する。総会員の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

3 前二項に規定するもののほか、総会の招集、議事の手続その他総会に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三條 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 毎事業年度の予算

三 毎事業年度の事業報告及び決算

四 その他定款で定める事項

2 理事長は、総会が成立しないとき、又は理事長において総会を招集する暇がないと認めるときは、総会の議決を経なければならない事項で臨時急務を要するものを処分することができ

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 総会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができ

(総代会)

第十四條 基金は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代は、政令の定めるところにより、会員のうちから選挙する。

3 総代の任期は、二年とする。ただし、補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前三項に規定するもののほか、総代会の招集、議事の手続その他総代会に関し必要な事項は、政令で定める。

(運営審議会)

第十五條 基金に、運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、理事長の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員十人以上で組織する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

第四章 基金の行なう事業

(坑内員に関する給付)

第十六條 基金は、第一條の目的を達成するため、石炭鉱業を行なう事業場において会員に使用される厚生年金保険の第三種被保険者たる労働者(以下「坑内員」という。)の老齢について、年金たる給付の支給を行なうものとする。

2 基金は、定款をもつて、年金額、受給資格期間、支給開始年齢その他年金たる給付の支給に關して必要な事項を定めなければならない。

第十七條 基金は、政令の定めるところにより、坑内員又は坑内員であつた者の死亡に關し、一時金たる給付の支給を行なうことができる。

(坑外員に関する給付)

第十八條 基金は、前二條の事業のほか、会員(第七條第二項に規定する事業主を含む。以下この項において同じ。)の二分の一以上の者が希望したときは、石炭鉱業を行なう事業場において会員に使用される厚生年金保険の第一種被保険者又は第二種被保険者たる労働者(石炭の採掘の業務と緊密な関連を有しない業務として政令で定める業務に従事する者を除くものとし、以下「坑外員」という。)の老齢について、年金たる給付の支給を行なうことができる。

2 第十六條第二項の規定は、前項の年金たる給付について準用する。

3 基金は、第一項の事業を行なう場合には、政令の定めるところにより、坑外員又は坑外員であつた者の死亡に關し、一時金たる給付の支給を行なうことができる。

(裁定)

第十九條 年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、基金が裁定する。

(準用規定)

第二十條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第

百十五号)第三十七条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、年金たる給付及び一時金たる給付について、同条第二項の規定は、一時金たる給付について準用する。この場合において、同法第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「基金」と、同法第四十一条第一項中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」とあるのは「年金たる給付」と、それぞれ読み替へるものとする。

第五章 費用の負担

(掛金)

第二十一条 基金は、事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。

2 会員は、政令の定めるところにより、掛金を負担し、及び納付する義務を負う。

3 掛金の額は、年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生省令の定めるところにより、将来にわたつて、財政の均衡を保つことが出来るように計算されるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとにこの基準に従つて再計算されなければならない。

(準用規定)

第二十二條 厚生年金保険法第八十三条(第一項を除く。)及び第八十五条の規定は掛金について、同法第八十六条(第三項を除く。)、第八十七條(第六項を除く。)、第八十八條及び第八十九條の規定は、掛金その他この法律の規定による徴収金について準用する。この場合において、同法第八十三條第二項及び第三項、第八十六條第一項、第二項及び第五項並びに第八十七條第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六條第六項中「厚生大臣」とあるのは「基金」と、同法第八十五條第三号中「被保険者」とあるのは「坑内員又は坑外員」と、同法第八十六條第一項、第四項及び第五項中「第八十五條」とあるのは「第二十二條において準用する厚生年金保険法第八十五條」と、同法第八十七條第一項中「前条第二項」とあるのは

「第二十二條において準用する厚生年金保険法第八十六條第二項」と、それぞれ読み替へるものとする。

2 基金は、前項において準用する厚生年金保険法第八十六條第五項の規定により国税滞納処分の例により処分をしようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第六章 財務及び会計

(事業年度)

第二十三条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算)

第二十四条 基金は、毎事業年度、予算を作成し、事業年度開始前に厚生大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十五条 基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後三月以内に、厚生省令の定めるところにより、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見を附して、厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(借入金金の制限)

第二十六条 基金は、借入金をしてはならない。ただし、基金の目的を達成するため必要な場合において、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(責任準備金の積立て)

第二十七条 基金は、政令の定めるところにより、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金を積み立てなければならない。

(資金の運用)

第二十八条 基金の業務上の余裕金の運用は、政令の定めるところにより、安全かつ効率的になければならない。

(省令への委任)

第二十九条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省

令で定める。

第七章 監督

(報告書の提出)

第三十条 基金は、厚生省令の定めるところにより、その業務についての報告書を厚生大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第三十一条 厚生大臣は、基金について、必要があると認めるときは、その業務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして基金の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(基金に対する命令等)

第三十二条 厚生大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金の業務の管理若しくは執行が法令、定款若しくは厚生大臣の処分違反して行つて認めるとき、基金の業務の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金の役員がその業務の管理若しくは執行を明らかに怠つて行つて認めるときは、期間を定めて、基金又はその役員に対し、その業務の管理又は執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 厚生大臣は、基金の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、基金に対し、その定款の変更を命ずることができる。

3 基金若しくはその役員が第一項の命令に違反したとき、又は基金が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、基金に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の改任を命ずることができる。

4 基金が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は同項の命令に係る役員を改任することができる。

5 厚生大臣は、前項の規定による処分をするときは、当該役員に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明すべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

第八章 雑則

(不服申立て)

第三十三条 年金たる給付又は一時金たる給付に關する処分不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 第二十条において準用する厚生年金保険法第四十条の二の規定による処分不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

3 厚生年金保険法第九十条第二項及び第三項並びに第九十一条の二の規定は前二項の審査請求及び再審査請求について、同法第九十一条の三の規定は前二項に規定する処分の取消しの訴えについて準用する。

(時効)

第三十四条 掛金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 掛金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は第二十二條において準用する厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による督促は、民法第五百三十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(届出等)

第三十五条 会員は、厚生省令の定めるところにより、坑内員(基金が第十八條第一項の事業を行なうときは、坑外員を含む。次項において同

じ。に關する厚生年金保險法第十八条第一項の規定による確認につき同法第二十九条第一項の規定による通知があつた事項その他厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならぬ。

2 坑内員は、厚生省令の定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出、又は會員に申し出なければならぬ。

3 受給権者は、厚生省令の定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならぬ。

4 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に届け出なければならぬ。

(解散)
第三十六条 基金の解散については、別に法律で定める。

(省令への委任)
第三十七条 この法律に特別の規定があるものを除き、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第九章 罰則
第三十八条 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の間に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員を六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四章に規定する事業以外の事業を行なつたとき。

三 第二十八条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

四 第三十条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第三十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

第四十条 基金が、第三条第一項の規定に違反して登記することを怠つたときは、その役員を一万円以下の過料に処する。

第四十一条 次の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。

一 會員が、第三十五条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 坑内員又は坑外員が、第三十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

三 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第三十五条第四項の規定に違反して、届出をしないとき。

第四十二条 第四条の規定に違反して、石炭鉱業年金基金という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(基金の設立に關する経過措置)
第二条 基金を設立するに当たつては、三十人以上の設立委員を、第六条に規定する事業主の半数以上の者において互選しなければならない。

2 設立委員は、この法律の施行の日から五月以内に、基金の定款を作成し、設立總會の議決を経て、当該定款について厚生大臣の認可を受けなければならない。

3 厚生大臣は、前項の認可をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

4 設立委員が設立總會を招集しようとするときは、その日時及び場所並びに會議の目的となる事項を、開會の日の前日から起算して前十四日目に当たる日が終わるまでに、會員となるべき者に書面で通知するとともに、厚生大臣に報告しなければならない。

5 設立總會においては、會員となるべき者は、各一個の議決権及び選挙権を有する。

6 設立總會の議決は、會員となるべき者の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数によらなければならない。

7 設立總會においては、設立委員の作成した定款を修正することができる。

8 設立總會は、第九条に規定する役員となるべき者を、會員となるべき者(法人にあつては、その代表者とする。以下この項において同じ。)のうちから選任しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、會員となるべき者以外の者から選任することを妨げない。

9 前項の規定により選任された理事となるべき者は、第九条第三項に規定する理事長となるべき者を互選しなければならない。

10 設立委員は、第二項の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を前項の規定により互選された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

11 第九項の規定により互選された理事長となるべき者は、前項の規定により事務を引き継いだときは、遅滞なく、政令の定めるところにより、基金の主たる事務所において設立の登記をしなければならない。

12 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

13 前各項に規定するもののほか、基金の設立に關し必要な事項は、政令で定める。

(協議)
第三条 厚生大臣は、石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)が施行されている間は、第八条第二項の認可をし、又は第三十二条第二項の規定による命令をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

(名称の使用制限に關する経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に石炭鉱業年金基金という名称を用いている者については、第四条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(最初の事業年度の特例)
第五条 基金の最初の事業年度は、第二十三条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

第六条 基金の最初の事業年度の予算については、第二十四条の規定にかかわらず、設立委員が作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律の一部改正)
第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

ノ 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第 号)

(厚生省設置法の一部改正)
第八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号中第六十二号の五を第六十二号の六とし、第六十二号の四を第六十二号の五とし、第六十二号の三を第六十二号の四とし、第六十二号の二の次に次の一号を加える。

六十二の三 石炭鉱業年金基金の定款又はその変更を認可し、これに對しその事業の状況に關する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

第十四条の二中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

第十五条 基金の最初の事業年度の予算については、第二十四条の規定にかかわらず、設立委員が作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律の一部改正)
第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

ノ 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第 号)

(厚生省設置法の一部改正)
第八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号中第六十二号の五を第六十二号の六とし、第六十二号の四を第六十二号の五とし、第六十二号の三を第六十二号の四とし、第六十二号の二の次に次の一号を加える。

六十二の三 石炭鉱業年金基金の定款又はその変更を認可し、これに對しその事業の状況に關する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

第十四条の二中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 石炭鉱業年金基金を指導監督すること。
第三十六条の四中「第六十二号の四」を「第六十二号の五」に改める。

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第四号中「厚生年金基金連合会」の下に「石炭鉱業年金基金」を加える。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第十条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第九十条(同法第六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。)」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第九十条(同法第六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。)」及び石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十三号第一項)に改める。

第三条中「若しくは厚生年金保険法第九十条」を「厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三号第一項」に改め、同条第二号中「又は厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会」を「厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会又は石炭鉱業年金基金」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中石炭鉱業合理化事業団の項の次に次のように加える。

石炭鉱業年金基金

石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表中石炭鉱業合理化事業団の項の次に次のように加える。

石炭鉱業年金基金

石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第 号)

第四条第一項中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。
第九条第一項中「厚生年金基金連合会」の下に「石炭鉱業年金基金」を加える。

第十九条中「厚生年金保険法第九十条」の下に「石炭鉱業年金基金法第三十三号第一項」を加え、「及び厚生年金保険法第九十一条(同法第六十九条において準用する場合を含む。第三十二号第二項において同じ。)」及び石炭鉱業年金基金法第三十三号第二項」に改める。

第三十条第一項中「厚生年金基金連合会」の下に「並びに石炭鉱業年金基金」を、「加入員」の下に「並びに石炭鉱業年金基金法第十六条第一項に規定する坑内員及び同法第十八条第一項に規定する坑外員」を加える。
第三十二条第一項中「若しくは厚生年金保険法第九十条第一項」を「厚生年金保険法第九十条第一項若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三号第一項」に改め、同条第二項中「又は厚生年金保険法第九十一条」を「厚生年金保険法第九十一条又は石炭鉱業年金基金法第三十三号第二項」に改め、同条第五項中「第百六十四条第二項」の下に「並びに石炭鉱業年金基金法第二十二号第一項」を加える。

(登録免許税法の一部改正)
第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。
別表第三中十五の項の次に次のように加える。

十五の二 石炭 鉱業年金基金	石炭鉱業年金 基金法(昭和 四十二年法 律第 号)	事務所用建物の所有権の 取得登記又は当該建物の 敷地の用に供する土地の 権利の取得登記	第三欄の登記に該当する ものであることを証する 大蔵省令で定める書類の 添附があるものに限り。
-------------------	------------------------------------	--	--

六月十三日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は五月十六日)
一、石炭鉱業再建整備臨時措置法案